

農地法第4条・第5条の添付書類について

○ 申請書・添付書類

	書 類	備考（チェック項目等）
1	申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な記載箇所の漏れがないか。 ・第5条の許可申請の場合、譲渡人欄の記載がなされているか。
2	土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の住所と現住所が異なる場合 →住所移転が明らかになる書類（住民票、戸籍の附票） ・相続登記未了の場合 →相続関係が確認できる戸籍謄本、遺産分割協議書（又は遺産放棄書）の添付 ・遺産分割未了の場合 →申請者以外の相続人全員の同意書が必要
4	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要について記載されているか。
5	資金計画書（計画積算資料としての見積書を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を達成するのに可能な資金計画なのか。
6	資金証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・残高証明書、融資証明書、補助金の内示の写し ・転用目的や転用事業に要する費用の多寡を問わず添付
7	位置図及び周辺状況図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1万分の1ないし5万分の1程度
8	字図（又は地籍調査図）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の土地と所在及び地番が一致しているか。
9	配置図（土地利用計画図）	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺5百分の1ないし2千分の1程度
10	排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水、汚水、生活雑排水を分けて記載しているか。
11	その他参考となる図面	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路、排水路、里道等の付け替えがある場合は、現況及び付け替え図面 ・多量の盛土を要する場合は造成断面図 ・工作物の立面図・平面図等
12	取水、排水同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
13	土地改良区意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の土地と一致しているか ・30日超で得られない場合は、その事由を記載した書面
15	他法令の許認可の手續状況を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令の許認可が必要な場合で、これらの処分が見込まれることの審査のため ・当該許認可の写し又は手続き中である場合は、その旨を証する書面
17	その他参考となる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・代替え検討表

○その他の添付書類(該当する場合)

	書 類	備考 (チェック項目等)
1	法人定款又は寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合(5条申請の譲渡人を除く。) ・申請書の氏名、住所と突合
2	抵当権者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・登記の抹消ができない場合は添付 ・法第4条第6項第3号、第5条第2項第3号(農地の全てを確実に事業の用に供すること)の審査のため ☆ 債権額(限度額)がごくわずか(100万円程度)である等転用事業に支障を及ぼさないと判断される場合は、同意書の添付は不要。
3	仮登記権者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・登記の抹消ができない場合は添付 ・法第4条第6項第3号、第5条第2項第3号(農地の全てを確実に事業の用に供すること)の審査のため
4	公共財産払い下げ、付け替え等の手続きに関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止、申請受理証明書等の交付があれば該当書類の写し。
5	転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(耕作者欄)、土地登記簿と突合し、転用の妨げとなる権利(農地法第3条第1項本文に掲げる権利)が存する場合、当該権利を有する者の同意書が必要。 ・例 所有権(共有の場合)、地上権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権、地役権